（法人税法施行令の一部改正）

第三条　法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第三号チ中「及び都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二十九条第一項第一号（民間都市機構の行う都市再生事業支援業務）」を削る。

（内閣府において経費の配分計画に関する事務を行う事業等を定める政令の一部改正）

第四条　内閣府において経費の配分計画に関する事務を行う事業等を定める政令（昭和四十七年政令第百八十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第五号ニ中「第五条第一項、」を「第五条第一項又は」に改め、「又は都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第三十条第一項」を削る。

（国立大学法人法施行令及び総合法律支援法施行令の一部改正）

第五条　次に掲げる政令の規定中「及び」を「並びに」に、「から第五項まで」を「及び第七項から第九項まで」に改める。

一　国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）第二十三条第一項第十号

二　総合法律支援法施行令（平成十八年政令第二十四号）第十九条第二項第四号

（国土交通省組織令の一部改正）

第六条　国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第百六条第四号及び第百五十九条第四号中「及び都市再生特別措置法第三十条第一項」を削る。

第百六十条第五号中「第二十九条第一項第一号及び第四号」を「第二十九条第一項第三号」に、「これらの」を「当該」に、「同項第五号」を「同項第四号」に、「並びに」を「及び」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年七月二十五日）から施行する。

（特定都市河川浸水被害対策法施行令の一部改正）

2　特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成十六年政令第百六十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第十一号を削る。

内閣総理大臣　菅　**直人**
法務大臣　江田　五月
財務大臣　野田　佳彦
文部科学大臣　高木　義明
国土交通大臣　大畠　章宏

予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年七月二十二日

内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第二百二十六号

予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令

内閣は、予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十五号）の施行に伴い、この政令を制定する。

（新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法施行令の一部改正）

第一条　新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法施行令（平成二十一年政令第二百七十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令

第一条中「新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法」を「新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法」に改める。

（消費税法施行令等の一部改正）

第二条　次に掲げる政令の規定中「新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法」を「新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法」に改める。

一　消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第十四条第三号

二　臓器の移植に関する法律附則第十一条第一項の法律を定める政令（平成九年政令第三百十一号）第五十七号

三　厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第百三十三条第一項

四　疾病・障害認定審査会令（平成十二年政令第二百八十七号）第五条第一項の表感染症・予防接種審査分科会の項

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

財務大臣　野田　佳彦
厚生労働大臣　細川　律夫
内閣総理大臣　菅　**直人**

省　令

○総務省令第百号

予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十五号）の施行に伴い、及び住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の五十七の二の項の規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年七月二十二日

総務大臣　片山　善博

住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第六十項中「新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法」を「新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第五十号

予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十五号）の施行に伴い、所得税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年七月二十二日

財務大臣　野田　佳彦

所得税法施行規則の一部を改正する省令

所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第三十二号中「新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法」を「新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法」に改める。

附　則

この省令は、予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

○厚生労働省令第九十号

予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十五号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

平成二十三年七月二十二日

厚生労働大臣　細川　律夫

予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令

（新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第一条　新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法施行規則（平成二十一年厚生労働省令第百五十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行規則

第一条第一項中「新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法」を「新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法」に改める。

第二条第一項中「新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法施行令」を「新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令」に改める。